

11月は「児童虐待防止推進月間」です!

いちはやく 知らせる勇氣 つなぐ声

(平成29年度「児童虐待防止推進月間」標語)

全国では、児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加し、子どもの生命が奪われる痛ましい事件も後を絶たない状況です。

虐待の背景には不安定な家庭環境や家族関係、子育てに対する保護者のストレスの増加、社会の変化に伴う地域からの孤立など、様々な要因が潜んでいます。

国はこのような社会状況に対応するために、平成16年から児童虐待防止法が施行された11月を『児童虐待防止推進月間』と定め、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動などを全国的に展開しています。

市では、児童虐待の現状について理解を深めてもらうと共に、防止に向けて市民への意識啓発を図ることを目的として、『児童虐待防止推進月間パネル展』ならびに『児童虐待防止講演会』を下記の通り開催します。

『子どもは社会の宝です。』子どもたちのかげがえのない命を守り、育んでいくために、私たち大人が地域で出来ることは何かを共に考えましょう。

★「児童虐待」は次の4つのタイプに分類されます。

【身体的虐待】

○首を絞める、殴る、蹴る、激しく揺さぶる、逆さ吊りにする など

【心理的虐待】

○子どもの面前で家族に対して暴力をふるう、きょうだい間での差別的扱い など

【ネグレクト】

○適切な食事を与えない、乳幼児を車の中に放置する など

【性的虐待】

○子どもへの性交、性器や性交を見せる、性器を触るまたは触らせる など



★虐待通報の内容や通報者に関する秘密は守られます!

児童虐待の通告は、法律で課せられた国民の義務となっています。万が一、内容が間違いであったとしても、責任が問われることはありません。また、通報者の情報を漏らすこともありません。安心してご連絡ください。あなたの気づき・勇気ある通報が、子どもたち、子育てに悩んでいる保護者への支援に繋がります。

★通報の3つのポイント

- ①子どもの泣き声が気になる。
- ②不自然なアザがある子、養育放棄されている子がいる。
- ③子育てに疲れ、養育に困っている親や養育者がいる。



通報先

☆宜野湾市要保護児童対策地域協議会 児童家庭課(家庭児童相談室) ☎893-4411(内線567)

☆宜野湾市保健相談センター ☎898-5583

☆沖縄県コザ児童相談所 ☎937-0859

☆宜野湾警察署 ☎898-0110

☆おきなわ子ども虐待ホットライン ☎886-2900

※激しい泣き声や怒鳴り声がある場合は110番へ!

◀月～金/17:30～翌8:30、土日・祝日/終日受付▶

★児童虐待防止推進月間の取り組み

【児童虐待防止推進月間パネル展】

▶場所:サンエー宜野湾コンベンションシティ 3階フロア

日時:11月2日(木)～19日(日)

▶場所:琉球銀行 宜野湾支店 ロビー

日時:11月21日(火)～12月4日(月)

【児童虐待防止講演会】

▶日時:11月9日(木) 15:00～17:00

▶場所:宜野湾市中央公民館 2階 集会場

▶講師:上野陽子氏(琉球大学教育学部教授)

著書『裸足で逃げる』

問合せ:宜野湾市要保護児童対策地域協議会(じのーんキッズ安心ネット)

児童家庭課(家庭児童相談室) ☎893-4411(内線285)